

文教厚生常任委員会記録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 5 日（水） 午後 2 時 35 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 綾城委員長・米弥副委員長・林委員・岩藤委員・中平委員・
上田委員・江原委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・岡本次長補佐
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 25 日）から付託された事件（議案 13 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後 2 時 35 分 散会 午後 3 時 40 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 7 年 3 月 5 日

文教厚生常任委員長

綾 城 美 佳

記 録 調 製 者

岡 本 功 次

綾城委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教厚生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、2 月 28 日に引き続き、本委員会に付託された議案について審査を行います。

はじめに、議案第 17 号「長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは、議題となっております議案第 17 号「長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」について、1 点ほどお伺いします。保育園嘱託医報酬等の改正でございますけれども、このタイミングで改正をすることになった経緯についてお伺いします。

子育て支援課長 昨年、令和 6 年 11 月に、長門市医師会さんのほうから保育園における園児の健康診断の対応について要望がございまして、その中で、公立保育園の嘱託医報酬についても、受託医師の確保の観点から報酬の見直しの要望がございました。このことから、本市の学校医の報酬や県内他市の状況等と比較した上で、令和 7 年 4 月からの報酬額を学校医と同等に引き上げるために、このたび改正するというものでございます。

綾城委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 17 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 17 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 16 号「長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは、議案第 16 号「長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」についてお伺いします。こちらは参考資料のほうに改正の趣旨として、過去に遡って情報照会を行うことがあるためという文言があるんですけど、これは具体的にはどういったところかお伺いいたします。

子育て支援課長 まず、福祉医療費の事務では、受給者証の交付申請でありましたり、更新申請、変更事項等の届出申請にかかる事実について審査が必要となった場合で、こういった児童手当の情報を使用いたします。また、外国人の生活保護に関する事務におきましては、収入認定におきまして過去に幾ら児童手当や特例給付をもらっていたか確認する必要がある場合に情報照会をいたします。

ひさなが委員 はい、わかりました。では、この条例を改正することで、市民に直接何か大きな影響があったりするようなことがございますか。

子育て支援課長 このたびの条例改正につきましては、元々児童手当の区分の 1 つであった特例給付の表現を変えるだけでございまして、特に市民の方へ直接影響というのとはございません。

綾城委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 16 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 23 号「長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 令和 7 年 3 月 31 日で満了を迎える放課後児童支援員の資格要

件緩和の経過措置に関し、今後も安定的な確保に資するよう、所要の改正を行うものであります。

綾城委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 ただ今議題となっております議案第 23 号について、1 点ほどお伺いします。こちらは参考資料のほうに、改正の内容というところで (1) の第 7 条、それから (3) の第 10 条第 3 項第 3 号の部分で、相談援助業務を児童福祉事業に改めるというところがございますけれども、これは改める理由と、実務においてこれまでと変わることがあるのか、お伺いいたします。

子育て支援課長 このたび、放課後児童支援員のみなし規定の延伸にあたりまして、国が示します参酌すべき基準である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に合わせまして文言を変更するものです。文言の変更によりまして、みなし要件の 1 つである、支援員が実務経験として従事していた事業及び業務のほうが拡大されることから、実務においては影響はないというふうに認識しております。

綾城委員長 ほかにご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、議案第 23 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 23 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手) 挙手多数です。よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 14 : 44 —

— 再開 14 : 45 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 11 号「令和 7 年度長門市介護保険事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 予算書 315 ページの第 2 目「一般介護予防事業費」の事業コード 030「一般介護予防事業評価事業」では、高齢者健康福祉計画策定に必要な介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に要する経費を計上しております。

綾城委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 予算書 304 ページ、305 ページの、これは第 2 款「保険給付費」に関連するんですけれども、介護サービスを受けるには一応、原則 1 割の自己負担が必要になりますけれども、前年度の所得に応じて自己負担率が 2 割あるいは 3 割になる人もいらっしゃると思うんですけれども、令和 7 年度予算における対象見込者数をどの程度考えられているのか、お尋ねします。

高齢福祉課長補佐 予算編成時におきましては、具体的な人数は見込んでおりませんが、令和 6 年 8 月の負担割合証更新時の人数は、1 割負担が 2,617 人、2 割負担が 77 人、3 割負担が 48 人となっており、この負担割合を基に令和 7 年度認定者数の見込み人数 2,662 人を按分しますと、1 割負担が 2,541 人、2 割負担が 75 人、3 割負担が 46 人というふうになります。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

林委員 それでは歳入科目、予算書 294 ページ、295 ページになります。歳入科目の第 1 目「第 1 号被保険者保険料」に関連しまして、この令和 7 年度予算における介護保険料及び利用料の減免対象見込者数をお尋ねします。

高齢福祉課長補佐 令和 7 年度予算における介護保険料につきましては、令和 6 年 10 月 1 日時点の所得段階構成比率を基に令和 7 年度所得段階別人数を推計した後、低所得者保険料軽減対象分と普通徴収の収納率を加味して算出しており、減免については見込んでおりません。また、利用料の減免につきましては、低所得者に対する利用者負担減免措置として、社会福祉法人等が利用者に対して介護保険サービスや食費、居住費にかかる利用者負担額の軽減があり、令和 7 年度の対象者は 4 人を見込んでおります。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

林委員 それでは、ちょっとまた歳出科目に戻りまして、306 ページから 307 ページの、これも先ほど言った「保険給付費」になるんですけれども、「介護予防サービス等諸費」、第 1 目からになりますけど、ちょっとこれに関連して、この令和 7 年度予算における要支援 1、2 の予防給付サービスが受けられる対象見込者数と、それから予防給付サービスの内容についてお尋ねします。

高齢福祉課長補佐 令和 7 年度予算編成におきまして、これまでの実績額を基に予算額を算出するため、具体的な人数は見込んでおりませんが、令和 7 年 1 月審査分における介護予防サービスの受給者数は 306 人となっております。介護予防サービスの内容につきましては、訪問看護や通所リハビリテーション、福祉用具貸与や住宅改修などの居宅サービスのほか、認知症対応型共同生活介護や認知症対応型通所介護などの地域密着型サービスがございます。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか

にご質疑はありませんか。

林委員 今度は歳入科目の 298 ページから 299 ページの、第 1 目「介護給付費準備基金繰入金」に関連しまして、この令和 7 年度末の基金残高見込額をお尋ねいたします。

高齢福祉課長補佐 令和 6 年度末の基金残高見込額は 4 億 1,861 万 971 円で、令和 7 年度当初予算において預金利息 1,000 円を計上しておりますことから、予算上は 4 億 1,861 万 1,971 円となりますが、実際には令和 7 年度の預金利息と令和 6 年度第 1 号被保険者保険料の不足余剰金を精算した金額が令和 7 年度末の基金残高というふうになります。

中平委員 今の基金残高について、適債性をお伺いいたします。

高齢福祉課長 基金残高につきましては、不測の事態に備えるという性質のところから、現在では適正な額であるというふうに評価をしております。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは予算書 317 ページ、第 1 目「任意事業費」、事業コード 900「その他事業」の中の配食サービス事業委託料 487 万 7,000 円についてですが、令和 7 年度の補助額、それから事業者が燃料費等があれば金額をお伺いいたします。

地域包括ケア推進室長補佐 1 食 800 円といたしまして、課税世帯、非課税世帯でそれぞれ 650 円、400 円を自己負担いただき、差額を委託料として業者のほうへお支払いしております。また、事業所から利用者宅が遠い場合は、距離加算として 1 食あたり 50 円を加えてお支払いしております。

ひさなが委員 わかりました。燃油、あと物価の高騰、多分事業者にも負担になってくると思いますし、あとはお弁当を食べられる方にもなかなか厳しいものになってくるのかなと思うんですけれども、補助額や燃料費の金額について、今後どうしていくのだとか、この決定に至った中での担当課の見解というのを伺いいたします。

高齢福祉課長 委員おっしゃるとおり、物価高騰等を考慮しまして、令和 5 年度より委託料のほうを増額しております。ただし今現在、まだ米の価格をはじめ、燃料費、人件費の上昇もまだ続いていることがありますので、今後も事業所へのアンケート等を通じて状況把握に努めてまいりたいと考えております。

ひさなが委員 令和 7 年度は、全ての地域で事業者がしっかりと決まって、それでスタートするということと捉えてよろしいのでしょうか。

高齢福祉課長 長門、三隅、日置、油谷地区といったような大きいレベルでの地域であれば確保はできておりますが、やはりどうしてもその中の一部地域においては、事業者のほうで配達員がどうしても確保できないという理由でサービ

ス提供できていない地域が若干あります。ただし、その地域につきましても早急に解決できるように努めてまいりたいと考えております。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

中平委員 予算書 305 ページ、第 2 目「地域密着型介護サービス給付費」、事業コード 900「地域密着型介護サービス給付費」でございます。これは 3 月補正にて 4,150 万円ほど減額計上されておりました、この令和 7 年度当初でも同一金額ぐらゐの減額をされております。補正予算の減額に関しては、認知症対応型共同生活介護事業所の縮小及び休止にあったと聞いております。令和 7 年度は、利用者に対してどのような影響があるのかをお伺いいたします。

介護支援班長 影響として考えられるのは、サービスを必要とする被保険者が認知症対応型共同生活介護を利用できないということなんですけれども、市内事業所に確認したところ、申込者数が増えたとか、入居できずに困っている人が増えたというようなことはないということから、縮小、休止による影響はほぼないと考えております。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

岩藤委員 予算書 312、313 ページの第 1 目「介護予防・生活支援サービス事業費」、第 1 号訪問事業についてお伺いいたします。これは説明資料にも載っていますが、まず訪問型サービス A 事業（緩和型ヘルプサービス）188 万 4,000 円、これは昨年度は上がっておりませんが、今年、この事業の内容についてお伺いいたします。

地域包括ケア推進室長補佐 緩和型ヘルプサービスにつきましては、これまでも訪問介護事業所のほうが指定を取って、サービス自体はなかったんですけれども、形としてはありました。次年度、委託料として上げましたのが、介護保険の事業所ではなく、シルバー人材センターのほうに委託を考えておりました、ヘルパー資格がなくても市の一定の研修を受けた方が緩和型ヘルプサービスを行うというところで委託料として計上いたしました。

岩藤委員 今、シルバー人材センターさんがやられるということなんです、この事業の取組について、シルバー人材センターがどのような取組をされているのか把握されているようでしたら、ちょっとその内容を教えていただきたいと思います。

地域包括ケア推進室長補佐 シルバー人材センターのほうでも高齢者の生活支援のサービスは実際行われているところなんですけれども、こちらの総合事業のほうの訪問型サービス A 事業に関しましては、より高齢者の自立支援に資するサービスを行っていただきたいというふうに考えているところになります。

岩藤委員 はい、わかりました。それともう 1 つは、訪問型サービス C 事業（短期集中予防サービス）です。これは昨年 364 万円の予算額に対して、今年 763 万 2,000 円という倍ぐらいの金額になっておるんですが、この事業内容について説明をお願いします。

地域包括ケア推進室長補佐 この事業に関しましては、昨年度、国の地域づくり加速化事業を受けまして、テスト実施を行い、今年度モデル実施を行っているところになります。令和 7 年度から本格実施を開始するということで、対象者を増やしていくということで、予算のほうを倍増しているところになります。

岩藤委員 はい、わかりました。それでは、この要支援者等とありますが、要支援 1、2 の方が対象になるのかなというふうに思うんですが、周知方法というか、実際このように、その周知の方法をどのようにされているのか、お伺いいたします。

地域包括ケア推進室長補佐 現在、包括のほうにご相談に来られた方で、要支援 1、2 であったり、事業対象者と言いまして、チェックリストで該当される方でフレイル状態の方がいらっしゃった場合、包括のほうからちょっとお勧めしておりまして、なかなか本人が希望されたから受けるというものとはちょっと違うかなというふうに考えております。

綾城委員長 第 1 号訪問事業について、関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

中平委員 予算書 315 ページ、第 2 目「一般介護予防事業費」、事業コード 030 「一般介護予防事業評価事業」、予算説明資料は 40 ページでございます。財源内訳のその他 65 万 5,000 円についてお伺いいたします。

地域包括ケア推進室主査 地域支援事業費の費用負担割合につきましては、公費負担が 50 パーセント、保険料負担が 50 パーセントとなっております。そして、保険料負担の内訳としましては、第 1 号被保険者分が 23 パーセント、第 2 号被保険者分が 27 パーセントとなっており、財源内訳のその他の 65 万 5,000 円につきましては、第 2 号被保険者の保険料負担分となります。

中平委員 調査委託料 158 万 8,000 円の積算根拠をお伺いいたします。

介護支援班主査 調査委託料の積算根拠につきましては、アンケート調査に係る調査票の作成業務 62 万 9,000 円、調査の回答データ入力業務 71 万 1,000 円、調査結果の集計分析業務 24 万 8,000 円となります。

中平委員 この調査委託先等はどういう事業所とか、どういうところなのかをお伺いいたします。

介護支援班主査 調査を委託する事業所につきましては、各種行政計画の策定支援を行っている事業所となります。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか

にご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 11 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただ今議題になっております議案第 11 号「令和 7 年度長門市介護保険事業特別会計予算」について、反対の立場から簡潔に意見を申し上げます。介護保険は、介護に必要な費用やサービスを提供する仕組みであり、高齢者の自立を支援し、介護する家族の負担を軽減することを目的としております。介護する家族の精神的、肉体的な負担が軽減される側面はあるものの、現実問題として、家族の介護のために仕事を辞める介護離職も後を絶たず、介護をめぐる問題は、高齢者はもちろん、現役世代にとっても重大な不安要因となっております。今、物価高騰や年金が削減される中で、暮らしの困難はますます厳しい状況にあります。第 9 次長門市高齢者健康福祉計画では、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間の標準月額保険料、いわゆる基準額は 5,200 円となり、年額では 6 万 2,400 円となります。これは、第 8 次計画の月額基準額 4,990 円、年額 5 万 9,880 円と比較して増額改定となっており、これらを反映した予算を認めるわけにはいきません。介護保険の財政構造は、50 パーセントが公費であり、国が 25 パーセント、県と自治体がそれぞれ 12.5 パーセントとなっております。国の負担を 25 パーセントから 30 パーセントにすれば、保険料の増額改定をする必要はなく、一人ひとりの高齢者が必要とする介護を保障する制度とするためにも、市として国に対して国庫負担の割合を増やすよう求めていかなければなりません。また、物価高騰等により様々な場面で利用者の負担が多くなっているため、安心して介護を受けられるよう基金等を活用するなどして独自支援を強めるべきであります。そのことを申し上げまして、議案第 11 号に対する意見といたします。

綾城委員長 ほかにご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 24 号「長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 24 号について、原案のとおり決

定することに賛成の方は、挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数です。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 15 : 07 —

— 再開 15 : 08 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 9 号「令和 7 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明は特にございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 予算書 256 ページから 257 ページ、第 1 目「国民健康保険料」に関して質疑を行います。これは、県に納付する国保事業費納付金を基に算出される標準保険料率を参考に各市町が保険料率を決めるものですが、本市の令和 7 年度の保険料率はどうなっているのか、お尋ねいたします。

保険管理班長 本市の令和 7 年度の保険料率につきましては、令和 6 年度の被保険者数、賦課額を基に現行の保険料率で賦課額を算出したしまして、過去 3 年分の収納率を乗じることにより保険料率を算出することにしております。現行の本市の保険料率を令和 7 年度標準保険料率と比較いたしますと、所得割は 0.93 パーセント高く、均等割は 1 万 1,038 円低く、平等割は 4,658 円高くなっている状況となっております。

林委員 それではですね、今の保険料率に基づいてちょっとまた再質問しますが、この令和 7 年度の保険料の算定にあたって、一般被保険者見込世帯数を 4,458 世帯、被保険者見込数 6,235 人としておりますけれども、この 1 世帯当たりの年間平均所得及び 1 世帯並びに 1 人当たりの年間平均保険料、そして所得に占める保険料負担率はどうなっているのか、重ねてお尋ねいたします。

保険管理班長 令和 7 年度の保険料算定に用いた国民健康保険加入 1 世帯当たりの平均所得は 76 万 7,262 円であり、1 世帯当たりの平均保険料は 13 万 5,467 円、1 人当たりの平均保険料は 9 万 6,190 円を見込んでおります。また、所得に占める保険料の負担率は、1 世帯当たり 17.66 パーセントとなっております。これらの数値は、令和 6 年 9 月末時点での賦課台帳を基本に算出したものとなっております。

林委員 それではですね、じゃあその保険料の算定にあたって、予定収納率をど

の程度見込んでいらっしゃるのか、お尋ねいたします。

保険管理班長 国民健康保険料の現年分の予定収納率につきましては、過去 3 年の平均値から算出しております。令和 7 年度につきましては 97.5 パーセントとしているところでございます。

林委員 じゃあ、令和 7 年度は一応、予定収納率を 97.5 パーセントと見込んでおるんですけれども、そしたら、その算定において、この医療費の動向というのがどういうふうに反映されているのか、お尋ねいたします。

総合窓口課長 医療費の動向といたしましては、1 人当たりの医療費は年を追うごとに増加しております。高齢化や医療費の高額化が大きな要因と思われますが、被保険者の減少も進んでいることから、様々な要因を考慮しながら今後の保険料算定を行っていきたいと考えております。

綾城委員長 256 ページの第 1 目「国民健康保険料」について、関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。

ひさなが委員 予算書 273 ページ、第 2 目「はり・きゅう施術費」、事業コード 900「はり・きゅう施術費」176 万 1,000 円についてですけれども、このたび補助額、それから上限回数を上げていただいておりますが、その補助額であれば 800 円とした理由、上限回数は 10 回とした理由についてお伺いいたします。

保険管理班長 まず、800 円とした理由につきましては、国保会計における収支バランス等を踏まえた上で、県内他市との均衡を図るなどした結果、補助額を増額としておるところでございます。また、回数を 8 回から 10 回とした理由につきましては、補助額の増額と同様の理由により、回数についても拡充しているところでございます。

ひさなが委員 今、県内他市と比較してというところがございましたけれども、県内他市と比較して長門市は何番目ぐらいになったのか、お伺いいたします。

総合窓口課長 県内他市と比較すると、一月における最大限の助成額といたしましては、山口市、美祢市と並びまして県内 5 番目となっております。

ひさなが委員 はい、5 番目ということで、わかりました。物価高等もありますし、利用される方々にとっては、いい改正になるんじゃないかなというふうに思っています。この事業の周知、もちろん市民の方にもそうですけど、事業者の方も何か申請等があるみたいなお話を聞いているんですけれども、様式等そういったものをどう周知していくかというところについてお伺いいたします。

保険管理班長 まず、市民への周知につきましては、市ホームページや市が作成する補助金・助成金事業一覧パンフレット等に掲載するなど、周知啓発を行っていきたいと考えているところでございます。次に、事業者への周知につきましては、各事業者に対しまして個別に変更内容を通知するなど実施していく予定としております。また、様式等の変更につきましては、対象となる事業者に事業周

知と合わせまして必要に応じて行っていきたいと考えているところでございます。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

林委員 予算書 260 ページから 261 ページ、第 1 目「財政調整基金繰入金」に関連して、この令和 7 年度末の国民健康保険財政調整基金の残高見込額をお尋ねします。

総合窓口課長 令和 6 年度末の基金残高見込みにつきましては 5 億 5,854 万 6,848 円で、令和 7 年度において 7,614 万 6,000 円の取り崩しと、預金利子 1,000 円の積立を予算計上していることから、令和 7 年度末の残高見込額は 4 億 8,240 万 1,848 円となる見込みでございます。

林委員 今、令和 7 年度末の基金残高見込額をお聞きしました。一応、4 億 8,240 万 1,848 円となる見込みだということで、これはなぜこうなるのかと。ここを財源にしてあることが行われているからですね、1 つの要因として。それは、多子世帯の経済的負担を軽減するためですね。満 18 歳未満の子どもが 3 人以上の世帯に対して、子どもにかかる均等割額を全額減免するからでありますけれども、この対象世帯数などの具体的な内容についてお尋ねします。

総合窓口課長 令和 7 年 2 月末時点の加入状況で見ますと、対象となる世帯数につきましては、減免対象世帯数が 24 世帯、対象者数が 77 人、減免額といたしましては約 141 万円を見込んでおります。また、財源につきましては、基金での対応を考えているところでございます。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

中平委員 予算書 265 ページです。第 1 目「一般管理費」、事業コード 900「一般管理費」、システム改修委託料 596 万 1,000 円について、事業説明と積算根拠をお伺いいたします。

保険管理班長 国民健康保険料において、子ども・子育て支援金率が新設されることから、これに伴う保険料算定・収納システムの改修経費として 596 万 1,000 円を計上しているところでございます。

綾城委員長 一般管理費についてです。関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 9 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

林委員 それでは、副市長に 1 点お尋ねします。先ほどの私の議論を聞いてですね、いわゆる均等割の減免ということで、これは令和 5 年度の実績と比較しますと、令和 7 年度はどうなるかっていうと、まず対象人数が 36 人プラス、それから金額でいったら 82 万 2,180 円がプラスで、私はですね、今回この減免対

象を広げたこと、多子世帯支援ということは非常に評価しているんですけども、本市の子育て支援のいろいろな拡充策を見ていると、多子世帯のみならず、やっぱり子育て支援という観点というのが、ちょっと弱い気がするんです。もちろん、この基金には今 4 億 8,000 万円あります。で、その 4 億 8,000 万円のうちのあれですよ、141 万円ですから、私はもっと 3 子目と、独自支援なんですけど、こうじゃなくて、もっとこう子どもがいる世帯の国保の均等割について、やっぱり今回の令和 7 年度執行を見据えてですね、やっぱり本当に子どもを抱えている世帯については、もう少し私は一考を要するのではないかというふうに、私は思っています。今回の令和 7 年度国保の当初予算を見てね。その辺りのちょっとご見解というのを聞かせていただいてよろしいでしょうか。

副市長 今回の多子世帯への減免につきましては、それこそ林委員とこういった委員会で議論をさせていただいて、そのときも私は非常に驚いたというお話をさせていただき、担当課のほうで検討をさせ、次年度の予算計上に至ったわけでございます。ただ、全国的に見ますと、非常にと言いますか、県内でも特異な制度拡充だったというふうに認識しております。このあたり、確かに数字自体は 141 万円、しかも基金残高が 4 億 8,000 万円ある中での数字ではございますけれども、今回提案した多子世帯への減免のご評価、この辺りをまた市民の皆様にお伺いしながら、それこそ今、委員がおっしゃるように、まだまだ不足ではないかというお声があるのであれば、確かに今お 1 人当たり 3 万 4,200 円と、均等割としては非常に高額だとは個人的には思っております。このあたりは、そういったご評価を聞きながら、制度拡充等については、今後の検討事項ということにさせていただきたいと存じます。今のところは以上でございます。

綾城委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただ今議題となっております議案第 9 号「令和 7 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算」について、反対の立場から簡潔に意見を申し上げます。まず、多子世帯の経済的負担を軽減するため、満 18 歳未満の子どもが 3 人以上の世帯に対し、子どもにかかる均等割額を全額減免とする措置が取られたことは大いに評価するものであります。今後は、多子世帯支援に留まらず、すべての子育て世帯の減免が講じられるよう、さらなる制度の拡充を求めたいと思います。今、原材料価格の高騰や原油高、円安を背景に物価が高騰し、家計を直撃しております。国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く、所得水準も低いため、他の医療保険と比べて保険料負担が重くなっております。加入者の所得が低い国保が他の医療保険よりも保険料が高く、負担は限界になっております。こうした国保の構造問題を解決するためには、公費の投入、国庫負担を増やすしかありません。市としても、国庫負担の大幅増額を国に求めるとともに、一般会

計からの法定外の繰入れを行い、保険料の軽減に踏み切るべきであります。また、医療費の合理的な節減に向けて、保健事業や健康づくり事業の一層の充実を図るよう求めるものであります。そのことを申し上げまして、議案第 9 号に対する意見といたします。

綾城委員長 ほかにご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 12 号「令和 7 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明は特にございませぬ。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 予算書 330 ページ、331 ページ、歳入科目の第 1 目と第 2 目、「特別徴収保険料」と「普通徴収保険料」についてお尋ねいたします。この令和 7 年度の保険料の算定においては、被保険者の見込数が 7,929 人、それから保険料の見込みは、年金から天引きされる特別徴収分 4 億 1,014 万 9,000 円、それから普通徴収分は 1 億 6,884 万 4,000 円となり、これは前年度に比べて、ともに減額計上となっております。この要因及び山口県後期高齢者広域連合の被保険者 1 人当たりの保険料賦課額というのはどうなっているのか、お尋ねします。

保険管理班主査 後期高齢者医療保険の保険料につきましては、2 年に一度見直しが行われ、令和 6 年度が見直しの年でございました。令和 6 年度当初予算計上時点におきましては、広域連合から示されたものが暫定数値であったことから、今回、令和 6 年 3 月補正予算において実績見込数値により減額補正をしておるところです。このことから、令和 6 年度当初予算と比較いたしまして保険料は減額となっておりますが、被保険者数の増加、保険料の所得割率については据え置きであるものの、賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下の方の軽減用所得割率の終了、賦課限度額引き上げの段階的实施等により、3 月補正予算計上時点の令和 6 年度実績見込みと比較いたしますと 1,504 万円の増額を見込み予算計上をしております。また、山口県後期高齢者医療広域連合からの資料によりますと、令和 7 年度の被保険者数は 27 万 2,309 人、1 人当たりの保険料賦課額は 8 万 4,393 円を見込んでおります。

林委員 じゃあ、今のところに関連してですね、病院などで受診した際に窓口で支払う自己負担額について、令和 7 年度の 1 割から 3 割負担のそれぞれの対象見込者数はどうなっているのか、お尋ねいたします。

保険管理班主査 山口県後期高齢者医療広域連合からの資料によります負担割

合ごとの被保険者数ですけれども、1割負担が20万5,724人、2割負担が5万2,828人、3割負担が1万3,757人を見込んでおります。

中平委員 今の低所得者の保険料を軽減する処置というのが、令和7年度も継続されるのか、お伺いいたします。

保険管理班主査 低所得者の軽減ということで、令和6年度の消費者物価の伸びの見通し等を考慮いたしまして、令和7年度より均等割額の5割軽減及び2割軽減の対象世帯にかかる所得判定基準額というものが引き上げられることになっております。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

中平委員 予算書335ページ、第1目「一般管理費」、事業コード900「一般管理費」のシステム改修委託料についての事業説明と積算根拠をお伺いいたします。

保険管理班主査 後期高齢者医療保険料におきまして、子ども・子育て支援金率の新設、令和8年度でございますけれども、新設されることから、これに伴う保険料算定・収納システムの改修委託料332万1,000円を計上しております。

綾城委員長 システム改修委託料について、関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

上田委員 今、先ほど、歳入のほうの対前年度比でマイナスという話を縷々いただきましたが、これはあれですか、歳出のほうの広域連合への納付金も同様にマイナスになるんですけれども、同じ理由というふうに考えていいんですね。

綾城委員長 334ページの第1目「後期高齢者医療広域連合納付金」、このことでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

保険管理班主査 後期高齢者医療広域連合負担金の内訳といたしましては、保険料にかかるもの、保険基盤安定にかかるもの、事務費にかかるもの、延滞金・過料にかかるものというものがございます。こちらの保険料の負担金の減、基盤安定の負担金の減というものが主な要因となっております。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

中平委員 予算書335ページ、第1目「徴収費」、事業コード900「徴収費」についてですが、増額された金額は40万7,000円なんですが、令和7年度の取組についてお伺いいたします。

保険管理班主査 前年度と比較いたしまして40万7,000円の増額につきましては、人勧及び昇給等による保険料収納員報酬の増額と郵便料金の改定に伴う通信運搬費の増額によるものです。令和7年度の取組についてですが、被保険者それぞれの収入等、個々の状況を伺いながら、電話や窓口における相談対応を行

い、これまでに引き続き、状況に応じたきめ細やかな対応を行うこととしております。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 12 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただ今議題となっております議案第 12 号「令和 7 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算」について、簡潔に反対の意見を申し上げます。物価高騰や年金が削減される中で、75 歳以上の高齢者を他の医療保険から切り離し、重い保険料負担を課すことは認められないということを申し上げて、意見いたします。

綾城委員長 ほかにご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第 38 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明は特にございませぬ。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 これは追加提案されたものなので、議案参考資料の 2 ページにちょっと関連して質疑をさせていただきます。まずですね、議案説明資料（1）の影響額及び対象者数についてお尋ねします。

保険管理班長 令和 6 年度の世帯数、被保険者数を基に試算をいたしまして、医療分で賦課限度額が 66 万円になると、影響世帯は 39 世帯となります。また、後期高齢者支援金分で賦課限度額が 26 万円になると、影響世帯としては 30 世帯となります。影響額としては、賦課は世帯主に課せられるため、この世帯の所得、被保険者の人数、年齢構成がそのままであると仮定いたしますと、医療分は 40 万 9,000 円の増額となります。また、後期高齢者支援金分は 64 万 5,000 円の増加となります。介護保険分につきましては据え置きとなっているところでございます。

林委員 それで、じゃあその議案説明資料の（2）にはですね、同じく減免の対象となる所得基準を引き上げるというふうにこれは明記されておりますけれども、これは具体的にどういった意味なのか、それからその影響額と対象者数についてお尋ねいたします。

保険管理班長 国民健康保険加入者のいる世帯について、その世帯の世帯主と

国民健康保険加入者の所得が少ない場合、国民健康保険料のうち均等割額、平等割額が減額されます。軽減割合は、それぞれの軽減基準所得に応じて 7 割、5 割、2 割が軽減されておりますが、今回につきましては 5 割軽減、2 割軽減の基準が引き上げられました。賦課限度額と同じように令和 6 年度の世帯数、被保険者数を基に試算いたしますと、医療分と後期高齢者支援金分は、2 割軽減者に該当される方は 589 世帯 956 人、5 割軽減の対象者の方は 820 世帯 1,285 人となります。介護保険分は、2 割軽減者に該当される方は 154 世帯 183 人、5 割軽減者に該当される方は 230 世帯 269 人となります。影響額といたしましては、保険料 117 万 7,000 円がさらに軽減されることになります。

綾城委員長 (2) の国民健康保険料の減額の対象となる所得基準を引き上げる、これについて関連質疑はございませんか。

中平委員 申し上げにくいですが、これは昨年、一昨年に引き続き行われております。これは国の法改正によるものと認識して、仕方がないというような考え方もありますが、市民の負担増について担当課の見解をお伺いいたします。

総合窓口課長 委員ご指摘のとおり、賦課限度額の引き上げにつきましては、高齢化に伴う医療費の増加に対応するため、より収入がある方にご負担をお願いするという観点から、3 年連続で引き上げられております。特に団塊の世代の方の後期高齢者医療制度への制度移行などもあり、3 年連続での法改正となったものと認識しております。担当課といたしましては、国の法改正によるもので、引き上げ自体につきましては、やむを得ないとは感じておりますが、全体の制度改革を見極めながら適切な情報発信に努めるとともに、市民の皆様にご理解いただけるよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

綾城委員長 関連質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 38 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。

林委員 それでは、ただ今議題となっております議案第 38 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、簡潔に反対の意見を申し上げます。保険料の軽減措置の拡充は評価するものの、被保険者にさらなる負担を強いる賦課限度額の引き上げは認められないということを申し上げて、意見いたします。

綾城委員長 ほかにご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 38 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで、文教厚生

常任委員会を散会します。どなたもご苦労さまでした。

— 散会 15 : 40 —